

# 岩手大学大学院連合農学研究科リサーチ・アシスタント取扱要領

[ 平成 9 年 2 月 18 日 ]  
[ 第 85 回 代議員会 ]

## 1 趣旨

この要項は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「本研究科」という。）の構成大学において採用するリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）について必要な基本的事項を定めるものとする。

## 2 目的

本研究科の構成大学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等に、本研究科の優れた学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

## 3 資格

RAとなることのできる者は、本研究科に在籍する学生で、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する者とする。

## 4 職務内容

RAは、本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務（以下「研究補助業務」という。）を行う。

## 5 対象研究プロジェクト等

RAの参画できる研究プロジェクト等は、本研究科の研究科教員が研究代表者となり、かつ研究科教員がRA受入教員として継続的に適切な指導・助言が行えるものとする。

## 6 選考

RA候補者は、構成大学の各研究科長の推薦を受け、代議員会が選考する。

なお、RA候補者の選考対象は、主指導教員が優秀な学生として推薦する者（休学者、会社等から派遣された社会人（有職者）を除く。）で、RAとして採用された場合に所定の業務に専念できるものとする。

## 7 任用・給与

(1) RAの任用及び給与の支給は、各構成大学で行うものとする。

(2) 任期は、当該年度限りとする。

(3) 任用するに当たっては、RA受入教員は、事前に、従事する業務について適切なオリエンテーション（RA制度の主旨、業務内容及びRAからの意見聴取等の方法などの説明）を行わなければならない。

## 8 実績報告

研究補助業務が終了した時は、すみやかに所定の実績報告書等を研究科長に提出するものとする。

## 9 その他

この実施要項に定めるもののほか、RAに関し必要な事項は研究科長が定める。

### 附 則

この取扱要領は、平成12年9月13日から施行する。

### 附 則

この取扱要領は、平成13年1月12日から施行する。

### 附 則

この取扱要領は、令和7年2月7日から施行する。